

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第8回
開催日時	平成30年3月12日（月曜日）午後7時から午後9時まで
開催場所	イングビル3階 第3・第4会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、菅野部会員、浜名部会員、林部会員、古川部会員、保谷部会員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、子育て支援部主幹（保育課） 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、児童青少年課長補佐 國府方、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻 欠席者：早乙女部会員、長倉部会員
議題	1 報告 (1) 子どもの意見聴取の報告について 2 内容 (1) （仮称）子ども条例に盛り込む内容について （仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案）について 3 その他 次回の専門部会について
会議資料の名称	資料1-1 子どもヒアリングまとめ（児童館・児童センター）【おとな】 資料1-2 子どもヒアリングまとめ（学童クラブ）【おとな】 資料1-3 子どもヒアリングまとめ（こども日本語教室）【おとな】 資料1-4 子どもヒアリングまとめ（ココスポ東伏見）【おとな】 資料1-5 子どもヒアリングまとめ（子ども食堂「放課後キッチン・ごろごろ」）【おとな】 資料1-6 子どもヒアリングまとめ（学び塾「猫の足あと」）【おとな】 資料1-7 子どもヒアリングまとめ（放課後カフェ「青嵐ブックカフェ」）【おとな】 資料2 子どもヒアリングのまとめ 資料3 教育計画策定のためのアンケート調査を活用した分析 資料4 （仮称）西東京市子ども条例の要綱案（素案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 報告 (1) 子どもの意見聴取の報告について ○荒牧部会長： 事務局から説明をお願いします。</p> <p>（資料1-1～1-7、資料2及び資料3について事務局から説明） ○事務局： 資料1-1～1-7は、平成29年12月～平成30年2月に実施した子どもヒアリングで対象とした施設・団体のおとなから聞き取りをした内容をまとめたものである。子どもたちのプライバシーに関わるものもあるので、不開示の資料とさせていただく。議事録の作成についても関連する内容は伏せさせていただくので、ご了承いただきたい。 資料2は、これまでのヒアリング内容を総括したものである。子どもから120件、おとな</p>	

は各施設・団体1件とカウントして合計132件のヒアリングを実施した。

資料3は、教育計画策定のためのアンケート調査の結果（案）のうち（仮称）子ども条例に関連する設問について分析を行なった資料になっている。

○荒牧部会長：

ご質問、ご意見はあるか。子どもヒアリングのまとめは、専門部会の活動報告の中に残すので、まとめ方についても検討いただきたいがよろしいか。

短い時間に精力的にヒアリングをしていただいて、いろいろな声を拾うことができたと思っている。また、教育計画策定のためのアンケート調査を活用した分析は、逆にこういうこともあると渡した方がいくらかの内容だと思う。

ヒアリングはやったということに意味があるのではなくて、これをどうやって活用するか、私たちの力量が試されている。これらを基にしながら条例の提案に生かしていきたい。

○林部会員：

このまとめは事務局でつくってもらったものだが、ここに書いてあることはすごく大事だと思っている。

4ページの5（3）子どもの居場所について「少数だが自宅は居心地が悪いと回答する子どもがいた。」ということで、（4）子どもの不安、悩み及び相談について「家庭において、家族との関係が上手くいっていないという悩みもあり」とあった。だからこそ、放課後カフェ等の家庭以外のいろいろな居場所の取組みは、そういう子たちにとって落ち着く場所であり大事なものになっているというのを感じている。家庭に問題があるというよりは、家庭だけではなく地域の中で子どもを支えていく場所が本当に大事なんだろうと感じている。

5ページ中ほどの「・子ども達の悩みへの対応と相談先」には「悩みを抱え込み我慢する子どもがいる」とあったり、アンケート調査結果の分析では自己肯定感の低い子はあまり相談先を知らないとある。そういう子たちに日頃から、悩みを打ち明けることが大事だとか、受け止めてくれる人や場所があると伝えることが本当に大事なんだろうと思っている。

6ページの（6）西東京市について、好きでない理由に「貧困、いじめをなくしてほしい」とあり、実際に貧困状態にあるとかいじめにあっているとかではなくても、テレビやニュース等で見聞きしたりして漠然とした不安感を抱いて気にしている子もいる。

その下の「西東京市が更によくするように子ども達が考えること」でも「いじめをなくすこと」という意見が複数あったので、そこは子ども同士の間関係の中で気になっているんだろうと思う。西東京市の学校でいじめ対策がされていないというわけではなくて、そこが不安にかられる状況があるという中で、安心して居られる場所、悩みがあるときに相談できる場所、受け止めてくれる場所があるということが今後出てくるんだろうと思っている。

7ページの（8）特別なニーズの問題で、日本語を母語としない子ども、障害を持つ子ども、不登校・ひきこもりの子どもたちの部分について、それぞれいろいろな課題を抱えていたり、それによってからかわれたり、自信を持てなかつたりする場面がある。多様性をどう受け止めていくのか。今回のまとめではあがっていないが、LGBTであったり、いろいろな部分が今後出てくると思うので、そこへの配慮を条例の中で何らかの形で盛り込んでいけたらなあというところである。

○荒牧部会長：

ほかに何かご意見はあるか。

○浜名部会員：

はじめの頃に私は貧困の問題を申し上げた。資料4 条例の素案の5ページの3)に子どもの貧困の防止という項目があがっている。アンケートでも、いわゆる経済的な問題とかもある。社会福祉協議会では地域の力を結束するという事で、市内社会福祉法人の連絡会を立ち上げた。いろいろなことを企画して考えているのだが、フードドライブという考え方があって、30年度にはいわゆる少し余っているものを集めて子ども食堂だとか放課後カフェだとかに回していくようなことに取り組むことを検討している。細かい話ではあるが私どもも微力ながら動いている。条例の案の中に「貧困の防止」が出ているのは個人的には非常によかったなと思っている。

○保谷部会員：

子どもたちのアンケートを見て問題だと思ったのは、約8割の子どもたちがこの条例について知らないということと、一般のおとなたちも、なぜこんなに意識が低いのかというくらい知らないということだ。せっかく条例案をつくっても、これが子どもたちや保護者、市民に浸透しなければ意味がないので、その手立てはしっかり考えていかなければいけないと感じた。

それと、家族との関係がうまくいかない、親が忙しいために遠慮して体調不良を伝えられない、親が病気であるため家事をやっている、生活のリズムがつくられていない子どもが多い、家庭の基盤が揺らいでいる場合が多い、自分にきちんと向き合ってくれるおとな・親の力が必要である、というあたりを拾い集めると、家庭への支援はどうしてもはずせない。その支援も、行政としてそこにもっと深く入っていかないと子どもたち一人ひとりを本当に救っていくことはできないのではないかな。

素案でも、3ページの2の1) 保護者および家庭への支援で3項目あげられているが、これを具体的にどうしていくかははっきりとさせないと、条例ができたというだけになってしまう感じがする。

○荒牧部会長：

また条例の要綱案の検討の中でご意見をいただくということで先に進める。

2 内容

(1) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について

(仮称) 西東京市子ども条例の要綱案(素案)について

○荒牧部会長：

資料4 条例の要綱案(素案)について、前文は、皆さん方のご意見をいただいたキーワードになるものを書き出した。これをより具体的に、もう少し箇条書き的なものにできるようにする。総則のところ以降は、今日ある程度確認をする。次回更に前文を検討し、総則以降に必要な修正をかけるという形にしたいと思っている。

今日は総則のところからご意見をいただいた上で、前文のところをじっくり議論して検討するというやり方にしたい。

1の1) 目的は、前文と関係する。こういうことでこの条例をつくる。

2) 言葉の意味について、(1) 子どものところの但し書は、高校生で18歳になっている人たちは適用される、というような意味合いで入れることにしている。

2は、少なくとも家庭、育ち学ぶ施設、地域・住民が、それに相応しい支援が受けられるし、その役割を果たすことができるように市民等が協力をしていくという規定にしている。

先ほど保谷部会員から意見があったが、1) 保護者および家庭への支援はこの3つの規定の仕方でのいいのか。さらに、2) 育ち学ぶ施設は、自分たちに責任をなすりつけられるのではなくて、その役割が果たせるように支援が受けられるという認識に立てる規定になっているか、という目で見てもらいたい。

3の施策は、7つの項目を掲げた。

1) 虐待の防止では、子どもの支援と同時に、虐待をしている者に対して「虐待をしないように取り組む」というのを入れるかどうか迷った。

2) いじめへの対応も、書き始めるときりがないのだが、(3)で、いじめにかかわっている子どもが再びいじめにかかわらないように取り組む、と入れた。

だから虐待防止も、虐待をしている者に対する何らかの支援の規定を入れてもいいかとも思うが、あまり長くなるのもいけない。1)の(4)にそれも含むというふうな解釈で運用することもできる。

3) 貧困の防止も、先ほど指摘があったが、規定し始めるときりがない。ただ、西東京市も貧困の問題について今後いろいろ取り組むということなので、ここではあらためて連携・協働と入れ、総合的に取り組むとした。総合的というのは、家庭とか親の支援だけではなくて、子ども自身に対する支援とか、子どもの気持・意見を踏まえた上で取り組むということも入っている。ここももう少し具体的にするという手もある。

4) は、子どもたちのヒアリングでも学校における環境の問題とか、西東京市の公園その他の環境の問題は結構意見が出ていたので、とりあえず健康の問題と安全で良好な環境づくりに努めるとしている。

5) 居場所については非常に重要なので、場所だけではなく心の問題も含めて居場所づくりが必要だということと、居場所づくりにおいては、とりわけ子どもの考えや意見を表明したり参加したりする機会を設けるよう努めるということにしている。

6) 意見表明・参加は、前回、前々回の意見を受けて、(3)について、意見表明・参加の仕方について学んだり情報を得たりすることにとりわけ配慮することとした。

7) については、(3)で子どもの育ちに関わる人たちが子どもの権利について学び理解することができるよう必要な支援に努めるというのを付け加えた。

4の子どもの相談・救済は3の中で規定してもいい項目だが、地方自治法の中でも十分に規定されていない制度なので、項目を独立させている。

名前はとりあえず子どもの権利擁護委員にしてある。兵庫県川西市が初めてつくったときには子どもの人権オンブズパーソンという言葉を使っていた。今多くの自治体は、子どもの権利擁護委員とか子どもの権利救済委員とかいっている。ただ、人権擁護委員と紛らわしいということはずっとある。とりあえず条例の規定はこうしておいて、子どもたちから愛称を募集することもできる。そうするとマスコミ等を使って少なくとも2度はこの広報をもらうということになると思う。地方自治法上市長か議会の附属機関とするしかないの、ここでは一応市長の附属機関として、あとでその独立性の確保を改めて規定するというにしている。

2) 仕事は、調査に基づいて勧告するとか市の機関以外へお願いをして是正をするというときの用語は全部「要請」としている。個別の救済活動を積み重ねる中で背景にある問題点を指摘したり制度改善の提言をすることについてはいずれも「意見表明」としている。これは厳密に言えば市が管轄する部分とそれ以外のところで違ってくるが、市民からすると厳密に分けるとかえって紛らわしい。問題解決のために要請をするということと、より広く制度改善等について意見表明するとした方が分かりやすいだろうということである。

それから、公的な第三者機関をつくって活動している自治体の中で、西東京市も参考にした世田谷区が初めて「見守り支援」というのを入れた。勧告等の要請で第三者機関の基本的

な役割は終わるが、継続的にもう少し関わった方がいいことについて、子どもの権利擁護委員が市の機関や民生委員とか人権擁護委員とか民間の人たちと連携をしながら見守り支援をしていく。現実には18歳になったとか、もう終わったこととはならない事案の方が多いので、そのようなことをあえて入れているということである。

4) 活動への協力に(3)を付け加えた。ちょっと情緒的で条例にはあまり相応しくないかもしれないが、雰囲気をつくっていくことも重要じゃないかということで入れてみた。

独立性のある機関なので、最終的には市民がこの活動を監視するということが非常に重要である。6)では毎年報告をするとした。任期に1回とも思ったが、新しい制度なので、理解をしてもらうためにも毎年かなと思っている。

5は推進・検証である。

1)推進計画は、西東京市の場合は総合的な子ども子育て支援計画である子育て・子育てワイワイプランがあるので、そこに推進計画を位置づけたいと思っている。したがって、計画の中に「条例のこの部分を受けて」ということが結構入ってくることになる。

2)推進体制は、ここまで条例で書くかという問題もあるが、子ども施策推進本部を設置するとしている。(3)は「総合的」にするか「効果的」にするか迷ったところである。

3)検証は、あえて「推進計画の実施状況について仕組みをつくり検証する」とした。先ほどいった子育て・子育てワイワイプランの中に位置づけるとなると、その進行管理は子ども子育て審議会がやることになるだろう。ただ審議会もやるのがたくさんあるので、条例の実施まで専門的に検証できるのか。結論から言うと、審議会の中に専門部会をつくって、そこで検証した結果をそのまま審議会に生かすようにしたらどうかということである。

6では規則をつくる。具体的に規則で重要なのは、4の相談・救済制度の具体的な手続の部分と、5の推進・検証体制である。推進・検証は、例えば、先ほど言った専門部会の設置を、子ども子育て審議会の条例改正ではなくて、ここの条例の規則で「この検証に当たって審議会の中に専門部会をつくってやっていく」と規定することによって、市とは独立した専門的なところで実施状況を検証し、条例の実施の具体化を図っていくということである。

まずは前文以外のところでご意見があれば是非お願いしたい。

○菅野部会員：

いじめの対応について、「いじめにかかわっている子ども」となっているが見ている子どももいじめをしているのと同じというのを私はずっと言い続けている。ちょっとそこが引っかかった。

○荒牧部会長：

どういう言葉にするといじめている子ども・いじめをはやし立てている子ども・傍観している子どもを総体として表せるかというのがあって、とりあえず「かかわっている」とした。何かいい表現があれば出していただきたい。

○浜名部会員：

子どもの権利擁護委員の仕事の調査権について、それが起こった組織や施設が自ら行なう調査との優位性とか、どこまで入り込めるのか、イメージが湧かないので教えてほしい。

○荒牧部会長：

いきなり調査権限を発動することはまずない。施設で実際に調査をしているときに権利擁護委員が独自に調査をすることが必要なのか、調整になると思う。

○浜名部会員：

情報は相談を受けることによって初めて入ってくるのか。

○荒牧部会長：

相談は、基本的にあらゆる相談を受けることとなっている。

調査は、子ども若しくはその関係者からの救済の申し立てを受けて、調査が必要だとなれば調査をしていく。調査方法については相談をしながら進めていく。第三者機関は最終的に子どもがもう一度成長する環境を整え直さないといけないので、侵害しているから敵だ、加害者だ、と相手を追求してもうまくいかない。解決の仕方が、裁判官でも検察官でも警察でもない解決の仕方で、人権擁護委員の活動と似ている部分がある。具体的に違うのは、条例によって権限がある点である。人権擁護委員は基本的にボランティアなのでソーシャルワークと重なる部分があるが、ここは条例によって調査したり意見表明したりしてその結果がちゃんとうまくいくように図っていきこうというものである。

調査権限を発動することが目的ではなくて、最終的にその子どもの最善の利益が図られればいいので、動くきっかけが親や関係者が言ったことであっても、最終的に子どもの意思意向を踏まえたうえで動いていくようなやり方を、多くはとっている。

こういう説明や手続については条例では書き込まないので、委員になった人や相談員の人たちが戸惑わないようにするためにも、規則である程度定めておくことにするということがある。

○浜名部会員：

警察ではないから、どこまで踏み込めるのかがすごく疑問だった。条例で裏づけを持つことである程度の権限は出てくるのだろう。条例でこう決まっているので私たちが動いている、と言えるということだと思った。

○荒牧部会長：

おっしゃるとおりである。

○菅野部会員：

虐待を受けているというSOSミニレターを受けたときに、すぐに法務局から学校に連絡をして在籍を確認して、法務局と人権擁護委員と学校の三者で連携をとって対応した。人権擁護委員は受け取った手紙に返事を書き、学校はスクールカウンセラーにつないでいる。

そういう何かがあればきっかけをつくって救済のために一生懸命行動するが、法務局も人権擁護委員も、市の教育相談や学校側に投げかけるというのが現状で、そこで終わりである。どの相談に関してもいつも中途半端に終わってしまうので、素案にある「その後の見守り」に関してはとても興味がわいた。

○荒牧部会長：

条例の相談・救済も実際には調査も要請も中途半端に終わることは結構ある。誤解を恐れずに言うなら、最終的に完全にはならなくても、子ども自身が力をつけて解決の方向に行くというところが結構重要で、今はそういう仕組みがなかなかない。

○菅野部会員：

先ほど例にあげた件は手紙を数回やり取りしてすごく落ち着いた手紙が帰ってきたので、私の中では一応終わってしまっているが、まだ気になってモヤモヤしている部分もある。

○古川部会員：

そういう時の手紙には、例えば主任児童委員とか民生・児童委員という人たちがいるんですよみたいなことは書いてくれるのか。

○菅野部会員：

手紙には、おとなに相談するようには書いている。主任児童委員とか民生・児童委員と書いても、子どもはそれが誰でどこにいるんだろうと思うだろう。書くなら学校の先生とかを例に出す。

○古川部会員：

学校に関わって動いてもらっていい方向に行ったときに、その後の見守りが、例えばのどかに連絡して、のどかから地域の民生・児童委員がさりげなく見守っていくということが実際にはまだできていないということであろう。

主任児童委員とか民生・児童委員は「見守り」を本当にキーワードにしている、それゆえに、結局私たちは役に立っているんだろうとか、忸怩たる思いになることがたくさんある。特に地域の民生委員は気になる子の日常の様子、元気に学校に通っているとか、部活を始めたよとかいうことはすごく掴みやすい。そういうことがまた、のどかを通じてでも人権擁護委員に伝わるようになれば、意味ある見守りになるのではないかと思った。

○菅野部会員：

主任児童委員の仕事がどこからどこまでなのか、私たち人権擁護委員が分からないでいて、法務局の方もそういうことがあまり頭がない、というのもあると思う。

○古川部会員：

それぞれの活動が縦割りみたいになってしまって、せっかく子どものために一生懸命尽くしている人たちがいろいろいるのに、連携がとりにくい。連携が大事だという割には会議で終わってしまうということがあるので、具体的につながるような道筋をつけていくには、この今のチャンスじゃないかと思う。

○菅野部会員：

SOSミニレターには本当にいろいろ細かいことまで書いてくるので、私は西東京市のものはどの学校の子がどういう悩みがあるのか全部チェックしている。そういうものも主任児童委員や学校の方に話しかけて働きかけたいと思うが、法務局のものは法務局で処置してしまって終わりになってしまうので、なかなか難しい。

○古川部会員：

虐待防止委員会が各学校で年3回あるが、どんどん形骸化している感じがする。関わる人たちによってもすごく違う。残念ながら10名の主任児童委員にも温度差がある。話し合いの中でも、皆それぞれに一生懸命さはあるが、どういうところに力点を置くかというところでズレが生じてしまうことがある。のどかとの連携で行なっているような、気になる子の情報をもってそれをさらに地域の民生委員に様子を聞いてみるとか、そういうことはできなくはないはずである。ただ、法務局は法務局で終わってしまう、民児協は民児協で終わってし

まうようになると、つながりが難しくなる。

○荒牧部会長：

この規定だと全然イメージがつかないだろうから、この制度ができたらどうなるか、制度がどういうふうを活用できるのかとか、相談したらどうなるのかという部分が分かるように、子どもの視点から図式化してもらいたい。

○菅野部会員：

相談の先にSOSミニレターを是非入れてほしい。ミニレターは子どもが直に書くもので真の悩みがあるんじゃないかと思う。子ども110番はいつも入っているが、1対1の面接の相談だけが相談ではないように思う。平成30年度は西東京市はSOSミニレターに力を入れる順になるので。

○古川部会員：

イラストのような漫画のようなもので、あなたのことを見守ってサポートするおとながたくさんいるんだというのが絵で見えてくるといいのかなと思う。

○保谷部会員：

西東京市には子どもを見守る関係機関が実に多くて、民生委員とかSSWとか虐待防止委員会とかいろいろあるが、連携といっても会議をしているだけでその先はない。例えば虐待が疑われて家庭に入っていくべき事例があるときに、虐待防止委員会は15人も来て話をするが、のどかが動くべきだとか学校が行くべきだとか言うばかりで、それぞれが何をするのか全く見えない。実際家の中に入っていけるのは児童相談所で、のどかにしても学校にしても、怪しいということが分かっているけど結局入れない。

では誰が具体的に子どもを守るのか。この条例ができて、具体的に子どもを守るシステムが本当にできるのかをしっかりと見ていかないと、本当にこの条例をつくったということにはならないと思う。一歩中へ入っていくと、やっぱり貧困を含めてご家庭の問題が多い。そういうところをどう救済していくか、そこを支援していかないと、この問題は解決しないのではないか。

○菅野部会員：

そうすると、子どもだけの問題じゃなくて、家庭全体の問題ということになる。

○浜名部会員：

先ほど調査権について聞いたが、今保谷部会員から出たようなことも含めて、どこまで権限があるのか。今は児童相談所でないと家の中まで入れずそこでとまってしまう。この調査権でどこまでいけるのか。今出たような意味も含めて再度お尋ねしたい。

○荒牧部会長：

こういう機関だとそれは確実に入れない。それこそ虐待であれば児童相談所が動かないとダメである。こういう機関の重要な部分は、子ども自身がアクセスをし、子ども自身のところからいろいろな取組みをするということである。

保護者とか家庭の問題を変えないと解決しない部分があることもそのとおりだが、そこにばかり目が行くと、子ども自身の意思意向とか子ども自身が後回しにされる事態もある。

だから逆にこういう条例をつくることによって、子ども自身に視点を当てて子どものとこ

るから、子どもの問題だけでなく、子どもに関わる保護者や保育士や教職員の人たちの状況ももう1回組み立て直すということである。

○保谷部会員：

そうであれば、子どもを取り囲む生活環境あるいは子どもが成育するための環境について、ちゃんと適切な環境を与えなくてはいけないという形の条文にすれば、子どもに向かった環境があるかどうかで動いていくことはできる。親も環境だし、施設も環境だし、教師も環境であるという考え方もできる。

○荒牧部会長：

それをそれぞれのところで結構繰り返し規定している部分があるかと思う。

○菅野部会員：

子どもに寄り添うということは、子ども中心で子どもの話をどんどん聞いてあげるということで、聞いてくれる人がいないから悩みに悩んでいくので、解決するきっかけのひとつになればすごくいいなと思う。

○荒牧部会長：

例えば虐待の問題で言えば、虐待を疑われるところに踏み込むということは、こういう機関では無理である。虐待だということが明確になれば児童相談所と連携をするという形になるし、児童相談所のやり方が適切かどうかという緊張関係が生まれたこともこれまでであった。ある救済機関では児童相談所の対応が問題だという提起をしたこともある。もっと子ども自身の救済や支援になる動き方を児童相談所に求めるようなチェックはできるかもしれないが、虐待対応は最終的には児童相談所が権限を持っている。

○古川部会員：

児童相談所に保護されても1ヶ月やそこらで戻されてしまう。そんな短期間では温和な家庭にならない。私たち主任児童委員や民生・児童委員は戻さないでほしいと伝えているが、それでも戻されて、そこを見守れといわれてもどうにもならない。

もうひとつ、虐待されていても子どもは、小さい子は特に、親から離れたと思わない。何度虐待されても親がいい。自分の命を預けるところをほかに知らないからそこにすがってしまっていて、それはひどいことなんだと伝えても結局親元にいたいとなる。

そうなると、無理やりにでも引き離して、その子がその子らしく生きられる環境を私たちがつくりたいしそうしないといけませんが、そこがすごく難しい。システムの児童相談所から結局戻されるというのが何回もあって、その度に何なんだろうと思う。

○菅野部会員：

私が受けた電話では子どもが泣いて電話してきたが、話を聞くと、親がどうしても虐待をしてしまって自分も苦しいし、どうしたらいいか分からず子どもに相談電話をかけさせたと言っていた。それで話を聞くと家庭が貧困でとかいろいろ出てくる。

○古川部会員：

表面に出てきて関わりを持てるところはどうかできる。明らかに戻ってはいけないような状態の家庭に戻ってきてしまうのをどうかしてもらいたいと思う。

以前に経験したのは、虐待が疑われる家があってもわたしたちは踏み込めないが、対象の

家庭が高齢者と同居ということが分かったので、地域の民生委員が高齢者の見守りを装って行って実情を把握していくということはできたことはあった。

○荒牧部会長：

こういうシステムの場合、事例検討から始まる。例えば今のケースだと、児童相談所の動き方が問題だという意見表明をするということもできるかもしれないし、その子どもを保護するために必要な措置をとりなさいという意見表明を自己発意する場合もあるかもしれない。虐待対応では児童相談所の権限を越える権限を持っているところはないので、児童相談所がより適切な権限を働かすことができるようにするための手立てを検討することになる。

ただ、そのときにこういう第三者機関の重要な部分は、子どもとの関係をつくって、子どもの意思意向を踏まえながら動いていく。おとなが一方的に大切なものを判断するのではなくて、解決に子ども自身が何らかの形で関わることでエンパワメントを図っていくことに、有効な部分があるということである。

だから、この機関ができればすぐに先ほどあげられたようなケースを解決できるということではない。ただ、少なくともこういう機関ができることによって、実際の連携の動きをつくっている事例はたくさんある。条例で権限が与えられているので、連携・協働のひとつの核になる機関ができるということは間違いない。

今まではこういう機関は学校の問題を解決するときにより有効であった。学校だけで解決できないとか学校と対立をするといったときに、子どもにとっての第三者機関として動くことになるかと思う。

○保谷部会員：

こういう問題は、生身の子どもがいる学校に直接いろいろな調査等が関わってくる。この条例ができることで別の公的な機関が入ってくるシステムができると、そこと学校が連携することはできる。

ただ、私から見ると、ああまた学校への締めつけが厳しくなってくるんだなという思いがある。条例で学校がしばられて、こういう調査をしていないからこういうことが起こるんだとか、学校は何しているんだという話しになるんだろうなと思う。

○荒牧部会長：

1980年代は結構学校は何をやっているんだというような状況があったが、少なくともこの間、学校は学校なりの解決の仕方を模索している。そういう状況の中でこういう公的な第三者機関が入ることによって、より子どもにとっていい解決の仕方を連携してやりましょうというふうになると思う。必ずしも第三者機関が入って調査をしてよしとするわけでもないし、学校だけで調査をして問題解決することをよしとするわけでもない。例えば仮に学校の教師が子どもの権利侵害をしているとしても、教師が問題だということに留まらず、教師自身がそうしないようにするためにはどうしたらいいかまで考える。

前提は子どもの最善の利益を図って解決をすることなので、決して教師の味方でも保護者の味方でもない。最終的には子ども自身がもう一回やり直す、子ども自身がもう一回学校でちゃんと学べるようにするための関係をつくるということが主たる目的で、そこに向けて子どもの意思意向を踏まえながらやっていく。

最初は例えば、担任を変えさせるとかいう要求というものも、現にある。でも実際によく関係をつくって話していくと、担任を変えるところに問題があるのではないということに子ども自身が気づく。そういう関係をちゃんとつくって、どうしたらいいか一緒に探っていく仕組みである。だから結構時間がかかる。

○菅野部会員：

今のお話を聞いて思ったのは、小学校高学年くらいになると学校の先生に対する不満が手紙等ですごく来る。5、6年生になるとわりと、卒業まであと何日しかないから我慢してね、というようなことになってしまうのが、こういう第三者機関で子どもとも学校の先生とも話し合いをして、うまくまとまって、学校の先生への不満も解決できるかな思った。

○荒牧部会長：

いずれにしても、条例ができれば終わりという問題ではなくて、実際にどういうふうに活動するかとか、制度として必要性とか活動が認知されるかは、できたあとの部分が非常に大きいと思う。

○保谷部会員：

条例はすごく包括的というか、すごく大まかな内容になっているが、実際にこれが制定されたら、条文を受けて具体的にどういう機関がどう動くのかという話になってくる。今はその話をしても仕方ないので、それが包括されるような条例であるかどうか、漏れなく入っているかどうかが必要だと思う。

○荒牧部会長：

4の相談・救済は、虐待でもいじめでもほかのことでいい。いじめ防止対策推進法はいじめだと認定されないと最終的に動けないが、この条例の仕組みは、子どもたちが困ったり悩んだりしたときにいつでもSOSを出せて、受け止める側でそのSOSがどういうことかを検討する。いじめといった場合でもその背景にあるいろいろなことが関わってくる。虐待については、子どもから虐待されているから助けてという相談があったときには、どうしても児童相談所と連携しなければいけないので不十分な部分があるかもしれないが、従来は児童相談所にまわしたまま関わらなかったものを、ちゃんと受け止めて子どもとの関係をつくりながら子どもが最もいい方向に行くような連携をとっていく。

相談機関として各担当部署や機関に回していた部分を、ここでは相談から解決の方向までずっと関わって動いていく。実際にはこの機関だけの解決はなかなか難しいので連携協働しながらやっていくことが多くなると思う。

まずは委員とか相談員になる人たちがいる程度具体的なケースでこの機関の役割とか連携協働の仕方とかの事例研究をした上で、この制度が具体的に動き始めて相談とかを受け付けることになる。この部分は条例の実施からすると施行がちょっと遅れるかもしれない。

○保谷部会員：

そうするとまずは認知が絶対で、西東京市でこういう条例ができたということを子どもを含めた全ての市民が認知する。そこからが第一歩だろう。

○荒牧部会長：

そのとおりである。こういう機関も保育士や教職員や保護者にある程度知ってもらわないと、子どもが安心してSOSを出せない。実際に制度ができてから10年以上経っても認知度が半分とかという自治体が多い。福岡県宗像市では制度をつくってまだ3年くらいだが、11月20日の世界子どもの日に全ての学校で子どもの権利学習をすることと、入学式等の子どもが集まる場所でこういう機関があると伝える時間を必ず設けることとしていて、小中学生の認知度はほぼ100%となっている。でも実際にそういう自治体は非常に少ない。

○林部会員：

ほかのところで3点ほどよろしいか。

まず検証について、相談・救済では4の6)で「権利擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし」となっているが、5の3)検証は(1)で「仕組みをつくり検証すること」というだけで、どう検証するのか義務づけでも何もない。計画に基づいてきちんと取り組んでいるかどうかを毎年検証しなさいという文言は、わたしはあった方がいいのではないかと思う。子育て・子育てワイワイプランの中での位置づけで、年に1回は報告があった方がいい。

2点目は、総則の2)で言葉の意味を定義しているが、それ以降に出てくる文言に「市民」とか「事業者」とある。それぞれが誰を指すのか定義が必要ではないか。事業者は、なんとなく社会福祉法人とかなのかなと思うが、NPO法人とか地域で活動している団体は事業者として捉えるのか。私もNPO法人とかに関わっているとあまり事業者という意識はない。事業者として位置づけられるのであれば言葉の意味として定義しておいた方がいい。それと合わせて市民という言葉についても、NPO法人とか市外在住でも市内で活動して関わっている人たちも含むのかどうかをきちんと整理をしておかないと分かりにくいのではないか。西東京市の市民参加条例では、市民を「市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体」と個人と団体を含めて定義しているので、そこを引用するならそのままでもいいのかなと思っている。

3点目は、4の相談・救済の4)の(3)「雰囲気をつくるように努めること」は、「環境を整備すること」という方がいいのかなと思っている。

○荒牧部会長：

2番目の問題はまさしくほかの条例との整合性の問題で、すであるほかの条例と大きく違うことがあれば新たに定義しなければいけないが、基本的にはほかの条例で定められている部分がある場合はそれを指す。

○林部会員：

それはここであらためて書かなくてもいいのか。

○荒牧部会長：

説明するときの説明文には書くかもしれないが、条例の規定ではあえて書く必要はない。「子ども」とか「育ち学ぶ施設」というのはこの条例の独自部分なので定義をしないといけない。

○林部会員：

では、市民参加条例では「事業者」の定義はないので、ここで重要になってくるNPO法人とか子育てサークルとかいわゆる任意団体とかの人たちを、グループとしてきちんと分かるように入れておかないと、その人たちがこれは自分たちのものだとか自分たちもこれを分かっていないといけないとは理解しないと思うので、その用語の説明が必要だと思う。

○荒牧部会長：

そこは事務局と相談しながら整理したい。

では前文を見ていく。

前文のところは、調査結果とか皆さんからもらったキーワードをあまり変えたりせずにあげてある。当然全部を入れるわけにはいかないが、まず「まちづくりにかかわって」として

いくつかあげている。

次のところは、子どもの権利条約等の国際基準や憲法、児童福祉法等の理念・原則に関わって、命、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重というようなことをキーワードにして、いくつかをあげている。

次は「おとなや社会の役割などにかかわって」としていくつかまとめてある。

その上で最後の方に、「子どもの権利条約、日本国憲法および児童福祉法等の趣旨や規定にしたがい、条例を定める。」というふうに出てくるが、その前のところで、自己肯定感とか切れ目のない支援についてもあげている。

前文は条例の趣旨になるので、ある意味では子どもや市民へ「西東京市はこういうふうには子どもの育ちを市全体で支えていきますよ」というメッセージになる部分である。このワードは残したいとかを含めて、ご意見をいただければと思う。

今日の内容を基に次回の専門部会でより要綱的にしたら、ヒアリングに応じてくれた子どもをはじめとする子どもたちの意見を聞く。その上でもう1度専門部会を開いて案を確定したものを審議会に報告して、市に答申をする形になる。

ヒアリング等が出てきていることからすると、もう少し子どもたちをちゃんと守り、且つ自分たちが主体的に成長できるようにするという部分を強調してもいいかもしれない。ヒアリングでは保護が足りないという声が結構あった。ただ、あまり保護を強調すると主体的な部分が出てこないの、その表現は結構難しい。

あと少なくとも、命を大切に部分と、差別を受けないでいわゆる多様な生き方や違いが大切にされる部分と、子どもにとって最もいいこと、子どもの最善の利益を基本に取り組むという部分と、子どもの気持ちや意思を聞いて受け止めてそれを尊重しながらやっていくという部分の国際的な原則は、メッセージとしてキーワードをちゃんと入れたい。

保谷部会員はいかがか。

○保谷部会員：

「切れ目のない」というのは絶対入れてほしい。この一言だけど、生まれてから切れ目のない支援をするというのは実はすごく大きな意味があることで、これが条例に埋め込まれているということは隙間なくそれぞれの機関が動いていくということなので、この言葉は是非残してほしい。

○菅野部会員：

「子どもたちが今の自分を認め、自分自身の人生の主人公となって」というのが大げさというか、もう少し自然にさらっと、一人ひとりがいきいきと生きているということで子どもたちに届くような文句はないのかなと思った。

○荒牧部会長：

皆さんからの意見があってつくられる。今までのご意見をを並べただけの状態なのでどんどんどうぞ。

○保谷部会員：

マイノリティの、少数派の子どもたちを守っていかなくてはいけないというのは大切どころだと思う。

○荒牧部会長：

これは、多様な文化的な背景を持つ子ども、とか具体的にもう少し書くか。少数派といっ

てもどこまでを含むのか、自分たちのことと思って受け止められないと意味がない。ただ書き始めると少数派って結構いろいろある。

○菅野部会員：

少数派といわれてどう思うかだろう。

○保谷部会員：

言葉を何か置き換えられるといいが。

○浜名部会員：

あえて具体的に書くとなると、一人ひとり考え方が違うだろうから難しい。

○荒牧部会長：

この専門部会ではこれまで、ある程度具体的に書いた方がより自分たちのことに繋がるのではないかと、というような意見も強く出ていた。マイノリティの問題から出てくる例示としては、障害のある子ども、多様な文化的な背景を持つ子ども、LGBT i の子どもなどが上げられるが、それでいいのかどうかという問題は当然出てくる。

また、マイノリティの問題を書いたとしても、それぞれの違いが認められ自分らしく育つという部分は必要なフレーズだと思う。

○古川部会員：

一人ひとりの違いというとマイノリティの部分もあるが、少し違った意見を叩きのめすような風潮に関して、どう考えるかというのは一人ひとり違う、意見の相違も認められるというふうに考えていくと、本当に一人ひとりの違いが認められると言った方がいろいろ包含していていいような気がする。

○林部会員：

「子どもは一人ひとりの違いが認められ」というのは表現として子どもが認められるのか、子どもが認め合うのか。今の表現は「認められ」と受身になっている。「子どもは一人ひとりの違いを認め合い」とか「お互い認め合う」という方がいいのではないかと。その立場によってもまたこの表現は変わると思うが、西東京市は子ども一人ひとりの違いを認めますよ、とするのか。子どもからすると、認められたいのもあると思うが、認めていこうよというならば、受身でなくて能動的な表現の方がいいと思う。

○古川部会員：

すごく賛成である。主体的な感じになってくると思う。

○荒牧部会長：

認められることも必要だし、お互いに認め合うというのも重要だ。

○林部会員：

でも今の文では、認められるだけで認め合うようには受け止めにくいと思う。

○浜名部会員：

では2つとも入れるようにしないと、「子どもは認め合い」だけでは子ども同士だけのこ

とになってしまう。両方がないとダメだと思う。

○菅野部会員：

わたしは「認める」に引っかかってしまう。その子自身にとっては日常的で当たり前のことなのに、なぜ他人が認めるとか認め合うとかいうのか。

○古川部会員：

今のご意見もすごく分かるが、私は先入観というのは皆誰でも持っていて何にでもあるものだと考えていて、それに近いのではないかと思う。あまり言葉を深掘りしていくと使えなくなる。

○荒牧部会長：

とりわけ前文のところは、特に子どもが読んでそれなりに感じたり受け止めたりしてもらえなければならぬ部分なので、おとなの「つもり」だけにならないようにしたいと思っている。最終的には皆さんの身近な子どもたちに少し検討してもらって、分かりにくい部分とかを見てもらった上で答申したいと思う。

皆さんこの資料は初見なので、また少し検討していただいて、こういうところはどうかとか、これは疑問だとか、こういう言葉を入れたらどうかとかいうようなことを事務局に伝えていただければと思う。この次の会議でもう少し全体を練って、それを子どもたちにも投げかけて、勿論行政サイドにも検討してもらった上で、また部会を持って検討するという形にしたい。

3 その他

次回の専門部会について

○事務局：

今回は、4月4日（水）午後7時から田無庁舎2階 202・203会議室で開催する。

今後のスケジュールとして、子どもたちとの意見交換会を4月21日（土）午後に予定している。部会員の皆様も可能であればご参加いただきたい。詳細は追ってお知らせする。そのあとは4月23日の週に1回、5月14日の週に1回、専門部会を予定している。そのあと、5月下旬に審議会を開催したいと考えている。そこでこの専門部会の最終報告をしていただく。非常に密なスケジュールになっているがよろしくお願ひしたい。

○荒牧部会長：

最後の専門部会では、要綱案をつくるというよりはこの条例ができたあとどうなるのかを少し検討したい。普及をどうするのかというようなことも議論していきたいと考えている。

閉会